

別表（第4項関係）

団体名	補助金の限度額
1 総合型地域スポーツクラブ	<p>次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、25万円を加算する。）</p> <p>(1) 100人以上 50万円</p> <p>(2) 50人以上99人以下 30万円</p> <p>(3) 49人以下 20万円</p>
2 ①スポーツ少年団 ②山形県中学校体育連盟に登録済の民間クラブ	<p>次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、4万円を加算する。）</p> <p>(1) 25人以上 8万円</p> <p>(2) 10人以上24人以下 6万円</p> <p>(3) 9人以下 4万円</p>
3 地域文化団体 (複数校または多世代による 構成員からなる団体)	<p>次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、20万円を加算する。）</p> <p>(1) 100人以上 50万円</p> <p>(2) 50人以上99人以下 30万円</p> <p>(3) 49人以下 20万円</p>